

議第23号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する
条例

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「代表者の氏名」を「代表者名」に改め、「。以下同じ。」を削り、同項第3号中「取締役」の右に「，執行役」を加え、「準ずる」を「準じる」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者その他の役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「住所」の右に「(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)」を加える。

第7条第1項第4号中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同項第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加え、同項第6号を次のように改める。

- (6) 法人で、その役員のうち次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号から第4号までのいずれかに該当する者

イ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

未成年者である申請者の法定代理人が法人である場合における浄化槽保守点検業者の登録の要件及び申請書の記載事項を定める等の必要があるので提案する。